

# 五大院考

日隈正守

(2005年10月18日 受理)

The Thought of Godaiin Temple

HINOKUMA Masamori

## 要 約

本稿では、八幡新田宮と密接な関係を形成した五大院の起源と本来的な性格について考察した。その結果五大院は、11世紀前期頃護国祈願や調伏等を行う天台系寺院として成立し薩摩国衙の庇護を受けたと考えられる事、11世紀後期に阿多郡が日宋交易の拠点の1つとなると、天台系観音寺との関係や薩摩国衙の承認の結果、阿多郡内（阿多北方）に多くの所領を獲得したと考えられる事、12世紀前期に宇佐弥勒寺領化し、実質的に石清水八幡宮の支配下に入った事、治承・寿永の内乱時に薩摩国衙を掌握していた平氏方に味方したので、内乱後五大院と八幡新田宮は島津忠久の管理下に置かれた事、惟宗康友が五大院院主職・八幡新田宮執印職に補任された後、阿多北方の五大院領・八幡新田宮領は八幡新田宮領政所が、阿多北方以外の五大院領・八幡新田宮領は八幡新田宮公文所の支配下に入り、五大院領にも八幡新田宮側の支配が強く及んできた事、阿多北方では五大院領と八幡新田宮領とが鎌倉中期に、それ以外の地域では鎌倉後期迄に一体化し、鎌倉後期には五大院と八幡新田宮とが一体化していた事等を明らかにした。

**キーワード** 五大院、五大明王法、八幡新田宮、八幡新田宮公文所、八幡新田宮政所

## はじめに

薩摩国高城郡（現鹿児島県薩摩川内市）に鎮座する八幡新田宮（現新田神社）の神宮（別当）寺は、今迄五大院であると考えられてきた（1）。八幡新田宮は、八幡宇佐宮の神宮寺である宇佐弥勒寺の末社である。宇佐弥勒寺の末社は、大抵の場合神宮寺が弥勒寺（院）である。しかし八幡新田宮の神宮寺は五大院であるので、神宮寺に関しては八幡新田宮は他の宇佐弥勒寺末社と異なっている事が指摘されている（2）。

しかし八幡新田宮の神宮寺が五大院である事については、疑問がある。本来五大院は八幡新田宮の神宮寺ではなく、八幡新田宮の神宮寺が破損した後に神宮寺的役割を果たしたと考えられる（3）。

五大院は、本来どの様な性格の寺院であったのだろうか。また五大院は、どの様な経緯を経て八幡新田宮との関係を生じたのか、本稿ではこの2つの疑問点を明らかにしていきたい。

### 一、鎌倉初期における五大院

鎌倉前期における五大院の存在形態を示す史料として、建久8年（1197）6月 日付薩摩国図田帳写（以下薩摩国建久図田帳と略記する）が存在する（4）。薩摩国建久図田帳の五大院関係分（（五）傍線は筆者記載）と他の国内寺社部分とを、以下に掲げる（5）。

#### 薩摩国

注進 □ 事

（中略）

寺社領六百五十五町内

安樂寺御領百五十四町四段内領家即別当

国分寺百四町五段 郡々散在下司僧安靜

天満宮七町五段 宮里郷内下司在序道友

老松荘廿四町四段 山門院内

温田浦十八町 高城郡内没官御領地頭千葉介

弥勒寺御領百九十六町一段内 領家即別當

（五）五大院九十一町一段 郡々散在下司僧安慶

八幡新田宮三十五町 郡々在散下司僧經宗

御下司在序種明府本

同宮領市比野十五町 入来院内没官領地頭千葉介

日置荘三十町 同北郷内下司小野太郎家綱

益山荘二十五町 加世田別符内下司塙田太郎光澄

大隅正八幡宮御領二百二十五町内

一円御領荒田荘八十町 覧嶋郡内地頭掃部頭

万得御領百四十五町三段内都々在散  
五十七町五段 嶋津御莊論

此外没官御領内伊作御荘内  
西多久吉内八段二十二町五段廿 但正宮注進定

府領社三箇所五十三町七段内 正八幡論下司見郡

開門宮領四十二町 加治 智覺社注進定

新田宮領十町 河野辺郡内

中嶋宮領壹町七段 薩摩郡内

府領社二ヶ所二十五町五段内五ヶ社内  
地頭右衛門兵衛尉

伊作知佐十八町 谷山郡内

郡本社七町五段 魔嶋郡内地頭右衛門兵衛尉

(中略)

河辺郡二百二十町内同御莊寄郡地頭右衛門兵衛尉

府領社十町 下司平太道綱

公領二百十町 郡司道綱

阿多郡二百五十町

(五) 寺領四十四丁八段 弥勒寺 下司僧安慶

社領四町 弥勒寺 下司僧経宗

寺領五町 安樂寺 下司僧安静

社領八段 正八幡宮論一宮、府本無

公領百九十五町四段内 没官御領地頭佐女嶋四郎

久吉百四十五丁四段 本名主在序種明

高橋五十丁 同地頭佐女嶋四郎

已上四ヶ郡，就被府領，有国司訴訟，

高城郡二百五十五丁内 嶋津御莊寄郡

寺領五十三丁安樂 (三十五力) (寺力) □ 下司僧安静

温田浦十八町 下司在序師高

没官御領地頭千葉介

社領三十町 弥勒寺 下司僧経宗

(五) 寺領三十町 弥勒寺 下司僧安慶

公領百四十二町 没官御領地頭千葉介

(中略)

東郷別符五十三町二段内

(五) 寺領八町五段 弥勒寺 下司僧安慶

社領二町 正八幡領 (七八) 下司在序道友

公領四十二町七段内一字無府本，

(中略)

薩摩郡三百五十一町三段内

寺領二十六町八段 安樂寺 下司僧安静

(五) 寺領五町八段 弥勒寺 下司僧安慶

社領一町七段 府領五ヶ社内 下司郡司忠友

公領三百十七町内

(中略)

宮里郷七十町内

社領七町五段 <sup>安樂寺</sup>	下司在序道友
社領一町 <sup>弥勒寺</sup>	下司僧経宗
公領六十一町五段 <sup>鶴津御荘寄郡 郷司紀六大夫正家 地頭右衛門兵衛尉</sup>	
入来院九十二町二段内	没官御領地頭千葉介
寺領二段 <sup>安樂寺</sup>	下司僧安静
(五)寺領二町 <sup>弥勒寺</sup>	下司僧安慶
社領十五町 <sup>弥勒寺</sup>	下司在序種明
公領七十五町内 <sup>鶴津御荘寄郡</sup>	
(中略)	
建久八年 六月 日 (1197)	権掾藤原朝臣 <sup>在判</sup> 権掾伴 <sup>在判</sup>
	大目大藏 <sup>在判</sup> (掾力) <sup>在判</sup> 権大前 <sup>在判</sup>
	目代前右馬允藤原 <sup>在判</sup> (6)

薩摩国建久図田帳に示された五大院領は91町1段で、八幡宇佐宮の神宮寺である宇佐弥勒寺領である。建久図田帳が作成された時点では、薩摩国内における宇佐弥勒寺領の中で五大院領は最大規模である。宇佐弥勒寺領は、「領家即別当」と記載されていて、宇佐弥勒寺領を領家として支配しているのは別当である事が分かる。この別当は、宇佐弥勒寺を実質的に支配している石清水八幡宮の別当であると考えられる(7)。

次に薩摩国内における五大院領の分布について考察したい。薩摩国建久図田帳に記載された五大院領の分布を表示したものが図・表①、地図で示したものが図・表②である。以下図・表①と図・表②を掲げる。

五大院領は、五大院が存在する高城郡(8)に多く存在している。また五大院領は、高城郡から分出した東郷別符(9)や高城郡に南接する薩摩郡(10)等、五大院の存在する高城郡及びその付近の郡・別符等に存在している。

しかし五大院領全体の半分近くは、五大院が存在する高城郡から離れた阿多郡に存在している。郡・院・別符毎の五大院領面積では、阿多郡が最も多い。五大院領が阿多郡に多く存在する理由は、阿多郡が日宋交易の拠点である可能性を有している事(11)と関係が深いと考えられる。五大院領分布の特徴は、五大院から離れた阿多郡に集中している事が指摘できる。後述の様に阿多郡は鎌倉前期に阿多北方と阿多南方とに別れるが、五大院領が存在していたのは後述の様に阿多北方であったと考えられる。

薩摩国建久図田帳によれば、薩摩国内寺社の中で最も広い所領を有するのは、全部で104町5段を領有している薩摩国分寺である。薩摩国分寺の本寺安樂寺は太宰府天満宮の神宮寺で、天台系寺

所在地	定田面積	莊官名
高城郡	30町	下司僧安慶
東郷別符	8町5段	下司僧安慶
薩摩郡	5町8段	下司僧安慶
入来院	2町	下司僧安慶
阿多郡	44町8段	下司僧安慶

図・表① 薩摩国内の五大院領



図・表② 薩摩国内の五大院領

院である(12)。薩摩国分寺領は、薩摩国分寺のある高城郡(13)や同郡の南隣薩摩郡、薩摩国から大隅国に至る水路の要衝である鹿児島湾(14)に面した鹿児島郡等に存在している。薩摩国分寺は鎌倉初期の時点で安樂寺領であり、薩摩国分寺領は薩摩国内の安樂寺領の大半を占めている。

薩摩国内の寺社領の中で五大院領は、薩摩国分寺領に次ぐ面積である(15)。薩摩国建久図田帳によれば、五大院領に次いで八幡新田宮領(60町)、開門宮(42町)、八幡益山宮(25町)、伊作知社(18町)、郡本社(7町5段)、(宮里)天満宮(7町5段)、中嶋宮(1町7段)と続く。

薩摩国建久図田帳によれば全ての五大院領は、「下司」僧安慶が領有している。「下司」に関しては、正中3年(1326)卯月22日付権執印妙慶讓状案(16)に、「(五大院)寺下司政所職」と記載されている。故に薩摩国建久図田帳に記載された五大院領を支配する「下司」は下司政所の事であり、五大院政所を指すと考えられる(17)。

本章では薩摩国建久図田帳により、鎌倉初期における五大院領の存在形態について考察した。その結果、五大院領は薩摩国宇佐弥勒寺領の半分近くを占める事、五大院領は、五大院が存在する高城郡周辺に存在するとともに日宋貿易の拠点である可能性のある阿多郡にも全体の半分近くが存在

する事、薩摩国内の寺社領の中で五大院領は、薩摩国分寺に次ぐ規模である事、五大院領全体は、五大院政所が支配している事等を確認した。

## 二. 五大院の成立・発展

現存史料の中で五大院の存在を示す最古のものは、保延元年（1135）10月25日付五大院院主石清水權寺主大法師某下文写（18）である。同下文写を以下に掲げる。

下 五大院政所正信所

可早任下知旨、令政所沙汰、宛下耕作寺領田畠等事、

在

高城東郷 同仲郷 入来院  
(中カ)

薩摩郡并宮里郷 阿多郡等内

右、件田畠等、春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限秋所勘、有限沙汰等令遁避之事、甚以奇怪事也、若於自今已後者、於院主者有任替限、於政所者永代不朽人也、早任下知旨、可令政所正信沙汰、宛下耕作件寺領田畠等也、就中、於入来郡者、有公驗限雖為坪々、以往之間、全以不令知沙汰人、過來候条、所不輕罪科也、早任下知旨、可令致沙汰之状、令下知畢、敢不可違失、故下、

保延元年十月廿五日

院主石清水權寺主大法師（花押）

本下文写より、保延元年（1135）の時点で五大院院主は石清水八幡宮所司である權寺主が兼任している事、即ち五大院は石清水八幡宮の支配下にある事が分かる。当該期五大院院主である石清水權寺主大法師は、京都に居住していたと考えられる（19）。五大院領は、在地（薩摩国高城郡）に不在の五大院院主が在地にいる正信を五大院政所に補任して支配させていた事が分かる。しかし本下文写には、「若於自今已後者、於院主者有任替限、於政所者永代不朽人也」と記載されている。この記述から五大院院主の任期は定まっていた事、実質的に在地で五大院領支配に関与していたのは五大院政所正信である事がわかる。

次に当該期五大院領は、高城仲（中カ）郷（実態は高城郡と同じカ）、高城東郷（鎌倉初期の東郷別符）、入来院、薩摩郡、宮里郷、阿多郡（後の阿多北方）等に分布していた事が分かる。本下文写と鎌倉前期の薩摩国建久図田帳とを比較すると、高城中郷、高城東郷（鎌倉前期の東郷別符）、入来院、薩摩郡、阿多郡は一致する。しかし保延元年時点で宮里郷に存在した五大院領は、建久8年（1197）時点では消滅している。この理由は、宮里郷が薩摩郡から分出している事を踏まえれば（20）、薩摩郡と宮里郷との境界線の変動と考えるのが妥当であると思う（21）。

五大院の存在は、いつ頃まで遡及する事が出来るのだろうか。その事に関しては、宝治元年

(1247) 10月25日付関東下知状案(22)が参考になる。本下知状案は、阿多北方地頭鮫島家高（法名行願）が八幡新田宮・五大院領を押領して年貢を奪い、徵税するために下向した八幡新田宮の神人達に対して濫妨・狼藉等非法行為を行ったために相論が発生し、鎌倉幕府が裁決を行ったものである(23)。

本下知状案の中で、地頭鮫島家高側と争う八幡新田宮・五大院側が自己の主張の正当性を示すために提出した具書の中に「康和紛失状」がある(24)。康和は、平安後期の元号（1099～1104）である(25)。「康和紛失状」は、八幡新田宮・五大院側が阿多郡内（後の阿多北方）の所領に対する領有権を薩摩国司又は宇佐弥勒寺から認めて貰った文書を康和年間に紛失したために作成された文書であると考えられる(26)。故に八幡新田宮・五大院が阿多郡内に所領を獲得した時期は、11世紀末以前であると考えられる。

阿多郡内で出土している貿易陶磁器は、11世紀後半以降確認されている(27)。従って五大院が阿多郡内に所領を獲得した時期は、11世紀後期頃であると想定される(28)。即ち五大院の存在は、11世紀後期には確認されると思われる。

五大院は、どの様な性格の寺院であろうか。五大院の名称は、本尊として五大尊明王を安置している事からきているという説(29)、八幡新田宮に祭られている瓊瓈杵尊が地上に降立つ際伴をした五部神に基づくという説(30)、8世紀以前に成立した地神五代の信仰に基づくという説(31)等がある(32)。以上の3説の中では、私は最初の説が妥当であると思う。

平安中期に、護国祈願や調伏の目的で台密を中心に五大明王を五壇で修する五大明王法が行われる様になった(33)。10世紀末から11世紀前期における九州では、奄美人侵入(34)や刀伊の入寇(35)等が続いた。この様な政情不安を背景に、五大明王を五壇で修する五大明王法が五大院で行われ、五大院の名称も五大明王法に起因すると考えられる。五大院の成立時期は詳かではないが、九州において五大明王法が行われたと想定される11世紀前期頃の可能性を考えておきたい(36)。平安後期になると、五大明王法の用途が拡大する(37)。この事も五大院の勢力拡大に資したと思われる。この様に五大院では、護国祈願や調伏等が行われていた。故に薩摩国衙との関係も密接であったと考えられる。

11世紀後期になると、阿多郡で日宋交易が開始される(38)。五大院は、11世紀後期から12世紀前期にかけて阿多郡内に多くの所領を獲得したと考えられる(39)。五大院が阿多郡内に多くの所領を獲得した理由について、考察したい。

五大院では、五大明王が本尊で、五大明王法が積極的に行われたと考えられる。五大明王法は天台系が積極的に行ったので(40)、五大院の宗派は天台系である可能性が強いと考えられる。また五大院の近くには、日吉山王社が存在している。この日吉山王社については、天保14年（1843）に編纂された『三国名勝図会』には「天文丙午(15, 1546)十一月廿八日，高江土山内某勧請せしといふ，当邑の宗廟なり」と記載されている(41)。この日吉山王社については、明治4年（1871）編纂された『薩隅日地理纂考』には「当社ハ一郷ノ宗社ニテ天文十五年丙午十一月八日高江土族山内某創建

ナリトイフ由緒詳ナラス」と記載されている(42)。この2書を照らし合わせれば、江戸後期の時点で、日吉山王社の由緒はよく分からなくなっていたと考えられる。この日吉山王社は五大院に附隨していた可能性があると考えられる。天台系寺院には、日吉山王社（日吉神社）が附隨する(43)。故に五大院の場合も、五大院が天台系寺院であったため、日吉山王社が附隨していたと考えられる。

平安後期阿多郡司であった平忠景と密接な関係を有す寺院は、観音寺である。観音寺の宗派は、天台系であると考えられる(44)。五大院は、観音寺を介して平忠景等阿多郡の郡司クラスの有力者と関係を結んだと考えられる(45)。この時護国祈願や調伏を行う五大院を庇護していた薩摩国衙は、交易拠点として重視していた阿多郡(46)内に五大院が所領を獲得する事を承認したと考えられる。

日宋交易の利潤に強い関心を有す石清水八幡宮は、九州に対する拠点作りを意図し具体的に動き出している(47)。石清水八幡宮は、大治3年（1128）八幡宇佐宮の神宮寺である宇佐弥勒寺の支配権を掌握した(48)。前掲保延元年（1135）10月25日付五大院院主石清水權寺主某下文写に示されている様に、石清水八幡宮權寺主である社僧が五大院の院主の地位にある。保延元年（1135）の時点で五大院が石清水八幡宮の支配をうけている理由は、五大院が宇佐弥勒寺の末寺化していた事によると考えられる。前述の様に大治3年（1128）石清水八幡宮は、宇佐弥勒寺を支配下に入れた。恐らく大治3年以前、五大院は宇佐弥勒寺の末寺化していたと考えられる。日宋交易の利潤を阿多郡内の所領から獲得し始めた五大院に対して、五大院と同じ天台系である宇佐弥勒寺が食指を動かしたと想定される。特に大治3年（1128）宇佐弥勒寺を掌握した石清水八幡宮は、日宋交易の拠点を宇佐弥勒寺領化したと考えられる。このため五大院の宇佐弥勒寺領化の時期は、石清水八幡宮が宇佐弥勒寺を掌握した大治3年（1128）から五大院の院主を石清水八幡宮の社僧が補任されている事が確認される保延元年（1135）の間であると考えられる。

本章では、五大院の成立・発展過程を考察してきた。その結果五大院は、11世紀前期頃護国祈願や調伏等を行う寺院として成立し薩摩国衙の庇護も受けたと考えられる事、11世紀後期に阿多郡が日宋交易の拠点の1つとなると、阿多郡司と深い関係を有す天台系観音寺との関係や薩摩国衙の承認の結果、阿多郡内に多くの所領を獲得したと考えられる事、日宋交易の利潤に関心を有す石清水八幡宮は12世紀前期に宇佐弥勒寺領を支配下に入れ、五大院も12世紀前期に宇佐弥勒寺領化した事等を明らかにした。

### 三. 八幡新田宮の五大院支配過程

本章では、五大院と八幡新田宮との関係について考察していく。当初五大院と八幡新田宮とは、特に関係は無かった。五大院と八幡新田宮との間に関係が生じ、五大院が八幡新田宮と一体化していく過程について考察していく。

五大院と八幡新田宮との関係を示す最古の文書は、長寛2年（1164）6月1日付新田宮先執印桑田信包請文写(49)である。本請文を提出した人物は、文書中に「新田宮先執印桑田信包」・「先執印當時五大院主桑田（花押）」と記載されている。故に（八幡）新田宮執印であった桑田信包は、長

寛2年（1164）の時点で五大院院主である事が分かる。桑田信包については詳かではないが、この事は八幡新田宮側が五大院支配を意図していた事を示している可能性があると考えられる。

前掲薩摩国建久図田帳では、五大院領と八幡新田宮領とはいずれも宇佐弥勒寺領の中に含まれる。しかし五大院領と八幡新田宮領とは別記されていて、互いに独立した別個の存在である。前述の様に長寛2年（1164）の時点で、八幡新田宮側は五大院に対する支配拡大を意図していた可能性がある。しかし薩摩国建久図田帳を見れば、鎌倉前期において八幡新田宮側の五大院に対する支配は及んでいない。従って平安末期八幡新田宮側の五大院支配の意図は失敗したと考えられる。

平安末期政権を掌握した平清盛は、弟忠度を薩摩守に補任した（50）。前述の様に薩摩国は日宋交易の拠点を有し、日宋交易に強い関心を持つ平清盛（51）は薩摩国掌握に強い関心を有していたと考えられる。しかし平忠度が薩摩守に補任されて間もなく、源頼朝、同義仲等が挙兵し全国は内乱状態になった（52）。忠度は内乱鎮圧のために東奔西走状態であり（53）、薩摩国衙に赴任する事は無理であったと考えられる。忠度に代わり薩摩国衙で政務を見たのは、平忠景の娘婿である平宣澄であったと考えられている（54）。治承・寿永の内乱期薩摩国衙の在庁官人達の動向は、詳かではない。しかし内乱終結後鎌倉幕府の命令で作成された薩摩国建久図田帳（55）によれば、在庁官人達の所領は多く没収されている（56）。その事を踏まえれば、内乱期在庁官人達は目代平宣澄の指図に従い平氏方として行動したと考えられる。

内乱期の五大院や八幡新田宮の動向は、不詳である。しかし五大院や八幡新田宮は、薩摩国衙との関係が緊密であった。その結果五大院や八幡新田宮は、平氏の支配下にあった薩摩国衙に味方する様な動きを示した事が推測される。江平望氏は、内乱後島津忠久が五大院や八幡新田宮を支配した可能性を指摘している（57）。江平氏の説はとても魅力的であると思うが、薩摩国建久図田帳からは江平氏が指摘されている事は何も窺えない。但し島津忠久が薩摩国守護に補任されたのは、薩摩国建久図田帳が作成された後である（58）。薩摩国建久図田帳が作成された後に、島津忠久が五大院院主職や八幡新田宮執印職に補任された事を完全に否定する意図はない。しかし島津忠久が五大院院主職・八幡新田宮執印職に補任されたと考えるよりも、五大院や八幡新田宮が忠久の管理下におかれていたと考えた方が妥当であると思われる。結果的に内乱時に平氏方として行動した五大院と八幡新田宮は、島津忠久の管理下に置かれていたと考えられる。

建仁3年（1203）10月26日付北条時政御教書案（59）では、薩摩国守護北条時政（60）が島津忠久の同族である惟宗康友（61）を五大院院主職と八幡新田宮執印職に補任している。この時以降五大院と八幡新田宮は、同一人が領有する事になった。五大院と八幡新田宮とは、同じ支配関係を有する様になった。

惟宗康友は、五大院院主職・八幡新田宮執印職に補任された建仁3年（1203）以前は、五大院や八幡新田宮と全く関係を有していなかったと考えられる。故に惟宗康友は、五大院と八幡新田宮を掌握する目的で、建仁3年（1203）以後間もなく八幡新田宮公文所を新設した。康友は、八幡新田宮公文所を介して八幡新田宮を掌握するとともに五大院への支配拡大を意図したのである（62）。康

友の時期には、五大院領では定得田の中から五大院政所職田を宛行った後、残りの所当米を五大院院主の得分として八幡新田宮公文所に納めていた(63)。

康友の子康兼(64)の時期になると、(定)得田から五大院政所職田を宛行った残りの(定)得田の所当米では五大院院主としての得分が確保できないと主張し、五大院政所永慶が幼少である事に乗じて検注を中止し、下地1町を強引に得田1町分として五大院政所職田に宛行い、残りの田の所当米を八幡新田宮公文所に納めさせる事により五大院院主職の得分を大幅に増大させてている。また五大院領に対して「上料」という新税を設定し、五大院領に対する收取を強化している。五大院政所職である永慶側は本所に訴えたので(65)、執印惟宗康兼は先例通り(定)得田の中から五大院政所職田を宛行う事を認めた(66)。しかし五大院政所職田を(定)得田の中から宛行うという約束は、その後も履行されなかった(67)。以上の様に鎌倉前期八幡新田宮公文所の五大院領に対する支配は、強化されていった。後述する阿多郡以外に存在していた五大院領は、八幡新田宮領と同様八幡新田宮公文所の支配を受ける事により鎌倉後期迄には八幡新田宮領と同質化していったと考えられる。

阿多郡の五大院領については、他の郡院別符の場合と異なっている。阿多郡の五大院領に関しては、鎌倉中期阿多北方地頭鮫島家高が五大院領・八幡新田宮領押領や年貢収奪行為をした事に関する前述宝治元年（1247）10月25日付関東下知状案を素材として考察する。猶前述薩摩国建久図田帳には、阿多郡内に五大院領・八幡新田宮領の存在が記載されている。鎌倉初期鮫島宗家が阿多郡地頭に補任され、その後宗家は阿多北方を嫡子家高に、南方を次男宗景に譲与した(68)。阿多郡内の五大院領・八幡新田宮領は、鮫島家高に押領されるので阿多北方に存在していたと考えられる(69)。

本下知状案の「一、年貢事」によれば、社家(八幡新田宮)の「進止」で検注が行われ年貢が収納されている。収納された年貢量は、鮫島家高が横領する前は120余石であった。薩摩国建久図田帳によれば、阿多郡内の八幡新田宮領は4町である。最大限4町分の年貢量としても、120余石は多すぎる。120余石は、阿多北方の八幡新田宮領のみではなく五大院領の年貢も含んだ量であると考えざるを得ない。八幡新田宮は、阿多北方の五大院領・八幡新田宮領支配のために、本下知状案の「一、社家政所敷地并宮園白苧・桑・藍事」・「一、焼払社家政所事」等から明らかな様に、阿多北方には八幡新田宮政所が置かれていた。故に阿多北方の五大院領・八幡新田宮領に対する八幡新田宮の「進止」や検注は、具体的には八幡新田宮政所の「進止」や検注であったと考えられる。従つて阿多北方の場合宝治元年（1247）迄には、五大院領の「進止」や検注は八幡新田宮政所が行う様になっている事が分かる。また宝治元年（1247）11月付薩摩国新田宮所司神官等重解状(70)には、「当(八幡新田)宮領五大院田宮男田」という記載が出てくる。この記述から宝治元年（1247）迄には、阿多北方の五大院領は八幡新田宮領の一部として認識される様になっている事が分かる。阿多北方においては五大院領も八幡新田宮領も八幡新田宮政所の支配下にあり、やがて両者は同質化していったと考えられる。

五大院領と八幡新田宮領とが同質化した結果、五大院と八幡新田宮とは八幡信仰の変質した形態である宮寺信仰により深く結びつき(71)、両者は莊園制的にも一体のものとして機能していると考

えられてきた(72)。しかし五大院が八幡新田宮と一体化したのは、五大院と八幡新田宮との関係が形成され、五大院の本来の性格が変質した結果である。五大院は本来、八幡新田宮とは無関係な寺院であったと考えられる。

本章では、五大院に対する八幡新田宮の支配過程について考察した。その結果鎌倉前期迄は八幡新田宮の支配は五大院に及ばなかった事、治承・寿永の内乱後結果的に五大院と八幡新田宮は、島津忠久の管理下に置かれたと考えられる事、薩摩国守護島津忠久の失脚直後忠久一族の惟宗康友が五大院院主職・八幡新田宮執印職に補任され、阿多北方以外では八幡新田宮公文所を介して五大院領・八幡新田宮領支配を強め、阿多北方の場合は八幡新田宮政所を通して五大院領・八幡新田宮領支配を強化した事、その結果阿多北方では鎌倉中期に五大院領と八幡新田宮領とが同質化し、阿多北方以外では鎌倉後期迄には五大院領と八幡新田宮領とが同質化した事を明らかにした。

### おわりに

本稿では、五大院の起源及び本来的な性格を解明する事を目的とした。まず薩摩国建久図田帳の五大院関係の記載を分析し、五大院領が薩摩国内の寺社領の中で薩摩国分寺に次いで広い面積である事、全五大院領の半分弱が日宋交易の拠点の1つである阿多郡に存在している事を確認した。以上の事を踏まえて、五大院の成立・発展過程を考察した。その結果、五大院は平安中期頃護國祈願や調伏等を行う寺院として成立し、薩摩国衙の庇護を受けた事、11世紀後期阿多郡において日宋交易が開始されると、五大院は同じ天台系寺院觀音寺との結びつきや薩摩国衙の認可を得て、阿多郡内に所領を獲得できた事、12世紀前期に五大院は、日宋交易に深い関心を有す石清水八幡宮の事実上の支配下に入ったと考えられる事等を解明した。最後に五大院に対する八幡新田宮の支配過程を分析し、惟宗康友が五大院院主職・八幡新田宮執印職に補任された鎌倉前期以降、阿多北方においては八幡新田宮政所を通して五大院領・八幡新田宮領支配を強め、阿多北方以外の五大院領・八幡新田宮領に対しては八幡宇佐宮公文所を介して支配を強化し、鎌倉後期迄には五大院領と八幡新田宮領とが同質化し一体のものとして機能するに至る過程を解明した。

今後は、五大院の原初的存在状態のより細かな分析や治承・寿永の内乱後の五大院の置かれた状態、薩摩国一宮制の成立過程と五大院との関係等の点を解明していく事を課題したい。

- (1) 中野幡能『八幡信仰史の研究（増補版）下巻』（吉川弘文館、昭和50年）、第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷、第3章弥勒寺領と末寺末宮、第4節九州五所の別宮、④薩摩国新田宮項。田中健二「宇佐弥勒寺領薩摩国新田八幡宮の領家について」（川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論叢』（文献出版、昭和62年））。拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」（『九州史学』86、昭和62年）等。
- (2) 中野幡能『八幡信仰史の研究（増補版）下巻』、第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷。
- (3) 野崎道雄『新田神社の研究－新田神社を通じての郷土の古代・中世史の研究－』（私家版、昭和51年）、第2章新田神社の社殿造営について、第2節承安三年の焼失と仮復旧。拙稿「八幡新田宮神宮寺考」（『旧記雑録月報』26、平成17年）。
- (4) 薩摩国建久図田帳は、東京帝国大学編『大日本古文書 家わけ第16 島津家文書の①』（東京帝国大学文

学部史料編纂所, 昭和17年, 昭和46年に東京大学出版会より覆刻), 史料番号164号(以下島-164と略記する)に収められている。本稿において薩摩国建久図田帳は, 島-164を使用する。猪薩摩国建久図田帳については, 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」(『日本歴史』137, 昭和34年)を参照。

- (5) 本稿では史料引用の際, 旧字体・異体字は新字体, 俗字は正字で統一する。
- (6) 薩摩国建久図田帳の署判者については, 島-164には誤りがある。権大前は據大前, 目代右馬允藤原は, 目代前右馬允藤原とすべきである。この事は, 島-164と鹿児島県歴史資料センター・黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ②肝付文書』(鹿児島県, 平成3年), 史料番号525号, 建久8年(1197)6月 日付薩摩国図田帳写断簡(以下肝-525と略記する)とを比較すれば明らかである。島-164を訂正する肝-525の史料的意義については, 江平望「喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収薩摩国建久図田帳断簡について」(『鹿児島中世史研究会報』34, 昭和50年, 平成4年に「校訂 薩摩国建久図田帳 - 南薩八郡院別府の記載について」(『知覧文化』29)と改稿, 平成8年に同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』(高城書房出版), 平成16年に同『改訂 島津忠久とその周辺 - 中世史料散策 -』(高城書房)に各々再録)を参照。
- (7) 田中健二「宇佐弥勒寺領における莊園制的関係(1) - 本家について -」(『九州史学』75, 昭和57年)。
- (8) 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系⑦ 鹿児島県の地名』(平凡社, 平成10年), 薩摩国高城郡項, 川内市新田神社項, 川内市五大院跡項。
- (9) 森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』(文献出版, 昭和59年), 第1章中世的郡郷制の成立, 二, 中世的郡郷制の検出, ⑧薩摩国項。拙稿「薩摩国における莊園公領制の形成過程」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』53, 平成14年)。
- (10) 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系⑦ 鹿児島県の地名』, 薩摩国高城郡項, 薩摩郡項。
- (11) 阿多郡が日宋交易の拠点である可能性を有している事を指摘した研究は, 近年特に多い。主なものを掲げると, 宮下貴浩「持躰松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について - 十二世紀から十五世紀を中心として -」(『鹿児島中世史研究会報』52, 平成9年), 村井章介「中世国家の境界と琉球・蝦夷」・柳原敏昭「西の境界領域と万之瀬川」(村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』(山川出版社, 平成9年)), 宮下貴浩「中世前期の持躰松遺跡～まとめにかえて～」・柳原敏昭「中世の万之瀬川下流地域と持躰松遺跡」(『金峰町埋蔵文化財発掘調査報告書⑩ 持躰松遺跡 第1次調査』(金峰町教育委員会, 平成10年)), 宮下貴浩「鹿児島県持躰松遺跡と出土陶磁器」(『貿易陶磁研究』18, 平成10年), 柳原敏昭「中世前期南薩摩の湊・川・道」(藤原良章・村井章介編『中世のみちと物流』(山川出版社, 平成11年)), 大庭康時「集散地遺跡としての博多」・柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448, 平成11年), 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』52, 平成13年), 柳原敏昭「北からの日本史」と「南からの日本史」と(村井章介・齊藤利男・小口雅史編『北の環日本海世界 - 書きかえられる津軽安藤氏』(山川出版社, 平成14年)), 市村高男「11~15世紀の万之瀬川河口の性格と持躰松遺跡 - 津湊泊・海運の視点を中心とした考察 -」・大庭康時「博多遺跡群の発掘調査と持躰松遺跡」・(中村和美・栗林文夫)「持躰松遺跡 (2次調査以降) - 芝原遺跡・渡畑遺跡について」・宮下貴浩「山岳寺院と港湾都市の一類型 - 小蘭遺跡と觀音寺の調査を中心として -」・柳原敏昭「平安末~鎌倉期の万之瀬川下流地域 - 研究の成果と課題 -」(『古代文化』55-2, 平成15年), 江平望「阿多忠景について」・山本信夫「12世紀前後陶磁器から見た持躰松遺跡の評価 - 金峰町出土の焼き物から追求する南海地域の貿易・流通 -」(『古代文化』55-3, 平成15年), 柳原敏昭「中世日本の北と南」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座④ 中世社会の構造』(東京大学出版会, 平成16年))等である。
- 栗林文夫氏は「万之瀬川下流域をめぐる最近の研究情況 - 考古学を中心として -」(『大河』7, 平成12年)において, 万之瀬川下流域において日宋交易拠点としての可能性が注目された持躰松遺跡について, 持躰松遺跡の発掘調査が十分進まない内に遺跡の性格づけを行う事への危惧を指摘している。確かに持躰松遺跡については, 『金峰町埋蔵文化財発掘調査報告書⑩ 持躰松遺跡 第1次調査』は出されている。しかし鹿児島県が担当した第2次調査以降の報告書は, 未刊行である。持躰松遺跡の性格づけを行うためには, 第2次調査以降の報告書の刊行が必要不可欠である。持躰松遺跡の歴史的意義を確定するために, 第2次調査以降の報告書の少しでも早い刊行を待望したい。
- (12) 川添昭二「太宰府官人と太宰府天満宮」(太宰府天満宮文化研究所編『菅原道真と太宰府天満宮(下巻)』

- (吉川弘文館, 昭和50年), 昭和57年に同『(平凡社選書71) 中世文芸の地方史』(平凡社), 平成15年に同『中世九州の政治・文化史』(海鳥社)に各々再録)。
- (13) 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系⑦ 鹿児島県の地名』, 薩摩国高城郡項, 川内市薩摩国分寺跡項。
- (14) 森本正憲「中世初期地域政治史論[Ⅲ]」(『大分工業高等専門学校研究報告』30, 平成6年, 平成15年に同『中世成立史の基礎的研究－九州の視座から－』(文献出版)に再録)。拙稿「万得(徳)領再考」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』54, 平成15年)。
- (15) 但し八幡新田宮領には, 浮免田が存在する。拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」(『九州史学』86, 昭和62年), 同「八幡新田宮領・五大院領における支配機構」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』56, 平成17年)等を参照。
- (16) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ⑩』(鹿児島県, 平成17年), 新田神社文書, 史料番号93号(以下新-93と略記する)。
- (17) この点に関しては, 香川大学教育学部教授田中健二氏の御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (18) 鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 旧記録前編①』(鹿児島県, 昭和54年), 史料番号23号。以下雑前①-23と略記する。
- (19) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(1)-本家について-」の中で, 宇佐弥勒寺の寺家公文所が京都に存在していた事が指摘されている。
- (20) 森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』, 第1章中世的郡郷制の成立, (2)中世的郡郷制の検出, ⑧薩摩国項。
- (21) 拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」。
- (22) 新-71。
- (23) 本相論に関しては, 江平望「古代末期の薩南平氏-とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について-」(『知覧文化』9, 昭和47年), 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」等に詳しい。
- (24) 新-71, 冒頭部, 「一, 行願押領不輸神領地本事」(江平望「古代末期の薩南平氏-とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について-」)。
- (25) 米田雄介編『歴代天皇・年号事典』(吉川弘文館, 平成15年), 172頁。
- (26) 佐藤進一『[新版]古文書学入門』(法政大学出版局, 平成9年), 18~20頁, 205~209頁の紛失状関係説明を参考に推測。なお康和年間に立券した文書の紛失状である可能性も, 完全に否定はできない。この場合立荘した時期は、11世紀末期~12世紀初期である。しかし私は、康和年間に紛失したために作成された文書である可能性が強いと思う。
- (27) 宮下貴浩「持軸松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について-十二世紀から十五世紀を中心として-」, 同「中世前期の持軸松遺跡～まとめにかえて～」, 同「鹿児島県持軸松遺跡と出土陶磁器」。
- (28) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」。
- (29) 鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 麗藩名勝考』, 卷2, 新田宮, 明王社項。『薩藩名勝志(その二)』(鹿児島県立図書館, 平成16年), 卷10, 神宮寺五代院項。五代秀堯・橋口兼柄等編『三国名勝団会(上巻)』(南日本出版文化協会, 昭和41年), 卷13, 薩摩国高城郡水引之1, 神祠八幡新田宮項の中の神宮寺五代院項。
- (30) 宝治元年(1247)11月付薩摩国新田宮所司神官等重解状写(五味克夫監修・川内郷土史編纂委員会編『川内市史料集5 薩摩国新田神社文書②』(川内市, 昭和48年), 『神代三陵志』)。中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』, 第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷, 第3章弥勒寺領と末寺末宮, 第4節九州五所の別宮, ④薩摩国新田宮項。
- (31) 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』, 第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷, 第3章弥勒寺領と末寺末宮, 第4節九州五所の別宮, ④薩摩国新田宮項。
- (32) 但し中野幡能氏は, 五大院の名称が天台教学から起こった可能性も指摘している。
- (33) 速見侑『平安貴族社会と仏教(日本宗教史研究叢書)』(吉川弘文館, 昭和50年), 第1章貴族社会と秘密修法, 第3節摂関体制全盛期の秘密修法。
- (34) 東京帝国大学編『大日本史料 第2編の③』(東京帝国大学文学部史料編纂所, 昭和6年, 昭和43年に東

- 京大学出版会より覆刻), 長徳3年(997)10月1日条。
- (35) 東京大学史料編纂所編『大日本史料 第2編の⑭』(東京大学出版会, 昭和38年), 寛仁3年(1019)4月17日条。
- (36) 現時点における五大院の成立時期は, 刀伊の入寇前後の時期である11世紀前期頃を考えたい。
- (37) 速見侑『平安貴族社会と仏教(日本宗教史研究叢書)』, 第1章貴族社会と秘密修法, 第4節院政期における秘密修法。
- (38) 宮下貴浩「持鉢松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について—十二世紀から十五世紀を中心として—」, 同「中世前期の持鉢松遺跡～まとめにかえて～」, 同「鹿児島県持鉢松遺跡と出土陶磁器」。
- (39) 前述保延元年(1135)10月25日付五大院院主石清水権寺主大法師某下文写に記載された五大院領は, 薩摩国建久団帳に記載された五大院領とほぼ同じである。故に薩摩国建久団帳に記載された五大院領の大枠は, 保延元年の時点で形成されていたと考えられる。
- (40) 速見侑『平安貴族社会と仏教(日本宗教史研究叢書)』, 第1章貴族社会と秘密修法, 第3節摂関体制全盛期の秘密修法。
- (41) 『鹿児島大学附属図書館貴重書公開 江戸のまなざし 薩摩の名所図会展図録』(鹿児島大学附属図書館, 平成12年), 18頁。『三国名勝図会(上巻)』, 卷13, 薩摩国高城郡水引之1, 神祠, 日吉山王社項。
- (42) 『薩隅日地理纂考』(鹿児島県地方史学会, 昭和46年), 10の巻, 薩摩国高城郡水引郷, 五代村, 日吉神社項。
- (43) 例えば天台系別所の1つである大隅国台明寺の場合も, 日枝(日吉)神社が附隨している事が『台明寺文書』から確認される。
- (44) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」, 宮下貴浩「山岳寺院と港湾都市の一類型—小藪遺跡と観音寺の調査を中心として—」。
- (45) 観音寺と五大院との宗教的ネットワークの実態, 又冠嶽や開聞岳, 霧島等との関係分析は, 今後の課題である。
- (46) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」。
- (47) 11世紀後期の永保3年(1083)以前, 石清水八幡宮権別当頼清は大山寺別当職を確保している。また頼清の子である光清は, 白河法皇の院宣により大山寺別当に補任されている。以上の事については, 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係—」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』(東京堂出版, 平成5年))を参照。
- (48) 小田富士雄「宇佐弥勒寺所職相承考」(『大和文化研究』8-6, 昭和38年, 昭和52年に同『小田富士雄著作集1 九州考古学研究 歴史時代篇』(学生社)に再録), 中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」(『大分県地方史』90, 昭和53年, 昭和60年に同『宇佐八幡宮の研究』(私家版)に再録), 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係—」等。
- (49) 雜前①-43。
- (50) 治承4年(1180)6月16日付除目聞書(東京帝国大学編『大日本古文書 家わけ第4 石清水文書の②』)(東京帝国大学文科大学史料編纂掛, 明治43年, 昭和44年に東京大学出版会より覆刻), 文書番号, 632号、以下石②-632と略記する)。
- (51) 平清盛が日宋交易を推進した事に関する文献は, 多い。本稿では取り敢えず森克己『日宋貿易の研究』(国立書院, 昭和23年), 第3編我が能動的貿易の展開, 第4章除能動的貿易の飛躍的発展, 三浦圭一「十世紀から十三世紀の東アジアと日本」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史② 封建社会の成立』(東京大学出版会, 昭和45年)), 島田次郎「平氏政権の対宋貿易の歴史的的前提とその展開」(中央大学経済研究所編『歴史研究と国際的契機』(中央大学出版部, 昭和49年), 昭和60年に同『日本中世の領主制と村落 上巻』(吉川弘文館)に再録), 井原今朝男「宋錢輸入の歴史的意義—沽価法と錢貨出拳の発達—」(池亨編『【もの】から見る日本史 錢貨—前近代日本の貨幣と国家—』(青木書店, 平成13年))等を挙げておく。
- (52) 治承・寿永の内乱について触れている研究も多い。本稿では, 近年治承・寿永の内乱の実態を解明した川合康『(講談社選書メチエ72)源平合戦の虚像を剥ぐ 治承・寿永内乱史研究』(講談社, 平成8年)を挙げておく。
- (53) 安田元久『(塙新書9)平家の群像』(塙書房, 昭和42年), VI 薩摩守忠度と参河守知度。

- (54) 笠沙町郷土誌編纂委員会編『笠沙町郷土誌〈上巻〉』(笠沙町, 平成3年), 第2編通史－笠沙の歴史展開－, 第3章中世, 第1節平安時代末期, 阿多宣澄項。
- (55) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係－諸国大田文の作成を中心として－」(『史学雑誌』66-11, 昭和32年, 昭和45年に同『日本中世国家史の研究』(岩波書店, 平成16年に同『石井進著作集① 日本中世国家史の研究』(岩波書店)に各々再録)。
- (56) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (57) 「島津忠久と執印康友－檢非違使・小舎人童をめぐって－」(『鹿児島中世史研究会報』45, 平成元年)。
- (58) 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究－諸国守護沿革考証編－』(東京大学出版会, 昭和46年), 第8章西海道, 大隅項, 薩摩項。
- (59) 新-69-①。
- (60) 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究－諸国守護沿革考証編－』, 第8章西海道, 薩摩項。菊池紳一「北条時政発給文書について－その立場と権限－」(『学習院史学』19, 昭和57年)。
- (61) 五味克夫「惟宗姓執印・国分・市来氏と島津氏」(『千台』20, 平成4年), 野口実「書評 江平望著『島津忠久とその周辺 中世史料散策』」(『鹿児島中世史研究会報』52, 平成9年)。
- (62) 五大院主職・八幡新田宮執印職に補任された惟宗氏が, 五大院・八幡新田宮を掌握する目的で八幡新田宮公文所を新設した事, 八幡新田宮公文所を介して惟宗氏が五大院・八幡新田宮内に勢力を拡大していく事は, 拙稿「八幡新田宮領・五大院領における支配機構」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』56, 平成17年)を参照。また八幡新田宮公文所の存在を示す最古の史料は, 寛元元年(1243)8月10日付新田宮執印兼五大院院主迎阿弥陀仏大間状案(新-22)である。惟宗康友が八幡新田宮公文所を新設したと考えたのは, 正和2年(1313)10月 日付権執印妙慶申状案(新-118)の記述を参考しながら推測したものである。
- (63) 新-118。
- (64) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺伊地知季安著作史料集③』(鹿児島県, 平成13年), 諸家系図卷5, 史料番号119号, 惟宗姓執印氏正統系譜。
- (65) 新-118。
- (66) 新-118, 雜前①-367, 貞永元年(1232)12月20日付八幡新田宮執印中務丞惟宗康兼外題状写。
- (67) 新-118。
- (68) 東郷義弘「薩摩国の鮫島氏と二階堂氏について」(『史創』6, 昭和38年)。
- (69) 勿論阿多郡内の全ての五大院領・八幡新田宮領が阿多北方に存在していたと断言する事は, 難しいと思う。阿多南方に関しては史料が乏しく, 阿多南方に五大院領・八幡新田宮領が全く存在していない事を証明する事は出来ない。取り敢えず本稿では, 五大院領・八幡新田宮領が阿多北方地頭鮫島家高に押領される事から考えて, 五大院領・八幡新田宮領の殆どは阿多北方に存在していた可能性が強いと考えて論を進める事にする。
- (70) 鹿児島史談会編『神代三山陵』(鹿児島史談会, 昭和10年), 後醍院真柱『神代三陵志』, 可愛之山陵項。拙稿「『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』55, 平成16年)。
- (71) 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』, 第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷, 第3章弥勒寺領と末寺末宮, 第4節九州五所の別宮, ④薩摩国新田宮項。
- (72) 田中健二「宇佐弥勒寺領薩摩国新田八幡宮の領家について」, 拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」, 同「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」, 同「新田八幡宮の社領形成過程」(夕葉会編『高瀬計征先生退職記念文集 道標』(夕葉会, 平成13年)), 同「薩摩国における莊園公領制の形成過程」, 同「八幡新田宮領・五大院領における支配機構」。